

東村山市立東村山第三中学校 学校いじめ防止基本方針

平成31年4月

1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の心に永く深い傷を残すものであり、いじめはどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する。とりわけ、生徒の尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため、早期発見・早期対応を基本とした次のような取組を講じていく。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

＜いじめに関する生徒の理解を深める＞

生徒がいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業や生徒会活動等による主体的な取組への支援を通じて、生徒がいじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。

(2) 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめの解決に向けた行動を促す

＜いじめられた生徒を守る＞

いじめられた生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

＜生徒の取組を支える＞

周囲の生徒が、いじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、周囲の生徒の発信を促すための生徒による主体的な取組を支援するとともに、勇気をもって教員等に伝えた生徒を守り通す。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

＜学校一丸となって取り組む＞

いじめに適切に対応できるようにするため、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織的な対応を行う。

＜社会総がかりで取り組む＞

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

2 いじめ防止に関する学校の組織体制等

(1) 「学校いじめ対策委員会」の構成

校長、副校長、生活指導主任、学年主任（学年教員）、養護教諭、スクールカウンセラー、コーディネーターその他校長が必要と認める者（保護者等、部活顧問）

(2) 「学校いじめ対策委員会」の校内組織等の位置付け等

主幹会、企画会に準じた特別委員会の中に「学校いじめ対策委員会」として設置する。

(3) 「学校いじめ対策委員会」の主な取組内容

- ・いじめに関する校内研修の計画、実施【6月、9月、11月】
- ・「学校サポートチーム」との定期的な連絡会議等の開催【年間1回、長期休業前】
- ・「いじめを題材にした道徳授業」の実施に関する計画
- ・生徒会等による取組への支援【6月、11月】

- ・「いじめ実態調査」の実施・分析・活用【6月、11月、2月】
- ・「いじめ発見のチェックシート」を用いた観察等の実施や結果分析等【年3回】
- ・学校だよりや保護者会等の積極的な活用【年間2回程度】
- ・被害生徒・保護者に対するケア、加害生徒に対する組織的・継続的な観察、指導等【対応時】
- ・スクールカウンセラー等による全員面談、結果集約及び対応【第1学年対象、年度当初】
- ・「担任等との二者面談」の計画、実施【年間2回】

(4) 「学校サポートチーム」の構成（役職等）

ケースに応じて、学校評議員、民生児童委員、青少年対策第三地区委員長、保護司、東村山警察 スクールサポーター、医師、小平児童相談所 児童福祉司、子ども家庭支援センター 子ども家庭支援ワーカー、などの協力を得てサポートチームを構成し解決に当たる。

(5) 「学校サポートチーム」の主な取組内容

- ・学校との定期的な連絡会議等の開催【年間1回、長期休業前】
- ・ケース検討会議の開催【随時】

3 4つの段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ・道徳教育、人権教育の充実
 - ・見やすい板書、分かりやすい指示による授業づくり
 - ・「いじめを題材にした道徳授業」の実施
 - ・授業規律の共通化
 - ・いじめ撲滅に向けた児童会・生徒会等の取組への支援
 - ・いじめ防止に関する年間計画の作成
 - ・「学校いじめ対策委員会」の設置
 - ・「学校サポートチーム」の活用
 - ・学校評価による検証と基本方針の見直し
 - ・いじめをなくすための指導の検討
- 【生活指導部会（週1回）、学年会（週1回）、特別支援校内委員会（週1回）】

(2) 早期発見のための取組

- ・出欠確認時の観察
 - ・休み時間教員間による報告・連絡・相談の徹底
 - ・全教員による校内巡回等を通じた生徒の観察
 - ・「いじめ発見のチェックシート」を用いた生徒の状況観察
 - ・「いじめ実態調査」の実施・分析・活用
 - ・スクールカウンセラーによる面談（第1学年）の実施
 - ・定期的な担任等による二者面談の実施
 - ・いじめに関する情報等の管理（ファイリング等）
 - ・学校だよりや保護者会等の積極的な活用による、いじめ等に関する情報の早期把握
 - ・いじめに関する情報交換
- 【朝の企画会（毎日）、学年会（週1回）、生活指導部会（週1回）、特別支援校内委員会（週1回）】

(3) 早期対応のための取組

①初期対応の取組

- ・被害生徒・保護者に対するスクールカウンセラー等を活用したケア
- ・地域人材を活用した登下校時の見守り
- ・いじめに関する指導方針の検討

【朝の企画会（毎日）、学年会（週1回）、生活指導部会（週1回）】

②被害生徒への取組

- ・被害生徒・保護者に対するていねいな聞き取り
- ・加害生徒による謝罪の場を設定
- ・教員による休み時間の巡回を含めた被害生徒の見守り

③加害生徒への取組

- ・加害生徒・保護者に対するていねいな聞き取り
- ・被害生徒への謝罪の機会を設定
- ・教員による休み時間の巡回を含めた加害生徒の状況観察

④周囲の生徒への取組

- ・学級、学年、全校生徒を対象に「いじめを許さない」講話の実施
- ・生徒会から発信する「いじめゼロ」キャンペーン活動の展開
- ・記名による「いじめ実態調査」の実施

⑤その他

- ・東村山教育委員会及び関係機関との報告・連絡・相談活動の徹底

(4) 重大事態への対処

東村山市教育委員会への報告と連携を行うとともに、必要に応じて東村山警察署への相談や通報、児童相談所、その他関係機関等との連携を行う。

被害の児童（生徒）に対しては、緊急避難措置等について検討・実施し、複数の教員による当該児童（生徒）の保護や情報共有の徹底を図る。また、加害の児童（生徒）やその保護者も含めた指導・支援を検討し、実施する。

4 校内における研修体制

- ・いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針等の周知等に関する研修
- ・いじめの未然防止に関する研修
- ・いじめの対応に関する研修

5 主な研修内容

- ・自尊感情や自己肯定感を高めるための研修
- ・生徒が相談しやすい身近な大人になるための教師の資質向上と組織体制の構築
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止するための情報モラル教育やSOSの出し方に関する研修会